


報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月10日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由


物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第9号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月16日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和6年10月3日 午前10時00分頃
- 2 事故発生場所 茨城県つくばみらい市伊奈東
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 相手方宅に家庭訪問した際、車庫に公用車を駐車しようとしたところ、車庫上部に接触し、車庫を損傷させた。
- 5 損害賠償額 131,940円
- 6 市の過失割合 100%